公益社団法人倉敷市シルバー人材センター事故取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人倉敷市シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員の安全就業を推進し、事故(公用車の交通事故を含む。)の再発を防止することを目的とする。

(処分カードの発行)

- 第2条 安全・適正就業委員会(以下「委員会」という。)は、センター事業において事故 を起こした会員に対して、次に掲げる処分カードを発行する。
 - (1) 別表第1に定める違反項目に該当した会員に対し、注意を促すためイエローカード(様式第1号)を発行する。
 - (2) イエローカードが2枚累積し、その後、2年以内に再度イエローカードを発行されることとなった場合は、その者に就業停止を求めるレッドカード(様式第2号)を発行する。
 - (3) 別表第2に定める重度違反項目に該当した会員に対し、レッドカードを発行する。
- 2 イエローカード又はレッドカードを発行された日から起算して、2年間安全就業に努め、無事故であった場合は、当該イエローカード又はレッドカードは解除する。 (就業停止)
- 第3条 委員会は、前条第1項第2号又は第3号に規定するレッドカードを発行された会員に対し、3箇月間就業を停止する。
- 2 就業を停止させる場合は、当該会員に、委員会において弁明する機会を与えることができる。

(講習会の受講)

第4条 草刈り作業で事故を起こした会員、共同作業者及びその班長は、事故日から1年 以内に草刈り講習会に参加しなければならない。

(職種替え)

第5条 委員会は、レッドカードを発行された後、当該レッドカードを解除される前に、 再度、同一職種で事故を起こした会員に対して職種替えを勧告する。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この基準は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際現に発行されているイエローカード又はレッドカードは、この基準により発行されたものとみなす。

別表第1(第2条関係)

違反項目

- 1 賠償事故(交通事故を除く。)を起こした場合
- 2 安全就業基準を遵守せずに傷害事故(交通事故を除く。)を起こした場合

3 道路交通法に規定する運転者の義務に違反して交通事故を起こした場合

別表第2(第2条関係)

重度違反項目

1 故意又は重大な過失によって重大な事故を起こした場合

※ 主な改正項目

- 1 イエローカードが発行されると【改正前】就業停止あり ⇒【改正後】就業停止なし
- 2 レッドカードの発行は 【改正前】イエローカード2回目 ⇒【改正後】イエローカード3回目
- 3 共同作業者に対するイエローカードの発行は【改正前】付近で作業中の会員もイエローカード発行あり⇒【改正後】イエローカード発行なし
- 4 就業停止期間は

【改正前】イエローカード1週間から1ヶ月間 ⇒【改正後】なし 【改正前】レッドカード1ヶ月間から2ヶ月間

⇒【改正後】レッドカード3ヶ月間

5 個別指導は

【改正前】反省文の提出あり ⇒【改正後】反省文の提出なし

【改正前】ビデオ視聴あり ⇒【改正後】ビデオ視聴なし

イエローカード

会員番号 :

氏 名:

就業日時 : 令和 年 月 日()午前・午後 時 分

就業場所 :

職 種:

公益社団法人倉敷市シルバー人材センター事故取扱基準別表第1における

違反項目()に該当します。よって、イエローカードを発行します。

令和 年 月 日

公益社団法人倉敷市シルバー人材センター

安全・適正就業委員会 委員長 ○○ ○○

公益社団法人倉敷市シルバー人材センター事故取扱基準より抜粋

(処分カードの発行)

- 第2条 安全・適正就業委員会(以下「委員会」という。)は、センター事業において 事故を起こした会員に対して、次に掲げる処分カードを発行する。
 - (1) 別表第1に定める違反項目に該当した会員に対し、注意を促すためイエローカード(様式第1号)を発行する。

別表第1 (第2条関係)

違反項目

- 1 賠償事故(交通事故を除く。)を起こした場合
- 2 安全就業基準を遵守せずに傷害事故(交通事故を除く。)を起こした場合
- 3 道路交通法に規定する運転者の義務に違反して交通事故を起こした場合

(様式第2号)

レッドカード

会員番号 :

氏 名:

停止期間 : 令和 年 月 日~令和 年 月 日

職 種:

公益社団法人倉敷市シルバー人材センター事故取扱基準第2条第1項第〇 号及び第3条の規定に基づき、本日をもって就業を停止します。

令和 年 月 日

公益社団法人倉敷市シルバー人材センター

安全・適正就業委員会 委員長 ○○ ○○

公益社団法人倉敷市シルバー人材センター事故取扱基準より抜粋

(処分カードの発行)

- 第2条 安全・適正就業委員会(以下「委員会」という。)は、センター事業において事故を起こした会員に対して、次に掲げる処分カードを発行する。
 - (2) イエローカードが2枚累積し、その後、2年以内に再度イエローカードを発行されることとなった場合は、その者に就業停止を求めるレッドカード(様式第2号)を発行する。
 - (3) 別表第2に定める重度違反項目に該当した会員に対し、レッドカードを発行する。

(就業停止)

第3条 委員会は、前条第1項第2号又は第3号に規定するレッドカードを発行された会員に対し、3箇月間就業を停止する。

別表第2(第2条関係)

重度違反項目

故意又は重大な過失によって重大な事故を起こした場合